

INHERITANCE TAX FILING — FEE SCHEDULE

相続税申告 料金表

はじめての相続でも、費用の全体像がわかる。

相続税申告の料金は「基本報酬」＋「加算報酬」＋「別途料金」の3つで決まります。

何が基本報酬に含まれ、どんなときに追加費用が発生するのかを、あらかじめ明示しています。

- | | |
|--------|------------------------------|
| ① 基本報酬 | 遺産総額（正の財産の評価額）の区分により決定 |
| ② 加算報酬 | 相続人の人数・土地の評価・非上場株式・申告期限 |
| ③ 別途料金 | 遺産分割協議書、書面添付、税務調査対応、準確定申告 など |

Unleash the Future.

HOW THE FEE IS CALCULATED

相続税申告料金の考え方

料金は「基本報酬 + 加算報酬 + 別途料金」で構成されます。事前にお見積りをご提示し、着手前にご確認いただきます。

① 基本報酬

遺産総額（正の財産の評価額）の
区分により決定します

500,000 円～ 2,100,000 円～

+

② 加算報酬

相続人加算・土地の評価・
非上場株式・申告期限による加算

案件の内容により変動

+

③ 別途料金

遺産分割協議書・書面添付・
税務調査対応・準確定申告 など

ご依頼いただく場合のみ

料金の計算例

遺産総額 8,000 万円／相続人 2 名（配偶者・お子様 1 名）／土地 1 区分（路線価評価）の場合

基本報酬

650,000 円

相続人加算（+ 10%）

+ 65,000 円

土地の評価（1 区分）

+ 50,000 円

ご請求額（税別）

= 765,000 円

※ 表示価格はすべて税抜です。 ※ お見積りは着手前に書面でご提示し、ご同意いただいたうえで業務を開始します。



追加費用が発生し得るケースは、あらかじめすべて明示しています。

BASIC FEE

① 基本報酬（遺産総額別）

基本報酬は、遺産総額の区分によって決まります。区分は着手前のお見積りで確定します。

遺産総額	基本報酬（税別）
5,000 万円まで	500,000 円
1 億円まで	650,000 円
1 億 5,000 万円まで	800,000 円
2 億円まで	1,000,000 円
2 億 5,000 万円まで	1,200,000 円
3 億円まで	1,500,000 円
4 億円まで	1,800,000 円
5 億円まで	2,100,000 円
5 億円超	2,100,000 円～／個別お見積り

※ 表示価格はすべて税抜です。 ※ 5 億円超は、財産の内容・評価の難易度・資料量等を踏まえて個別にお見積りします（2,100,000 円を下限とします）。

「遺産総額」とは

相続税の課税対象となる正の財産（プラスの財産）の評価額の合計をいいます。

✓ 含まれるもの

土地・建物、預貯金、有価証券、生命保険金・退職手当金等のみなし相続財産、生前贈与加算・相続時精算課税適用財産 など

✗ 差し引く前の金額です

借入金・未払金等の債務、葬式費用は控除しません

✗ 特例を適用する前の金額です

小規模宅地等の特例による評価減、配偶者の税額軽減等は適用しません

借入金を差し引いた後の金額ではありません



遺産総額は、債務控除前・特例適用前の「正の財産」の評価額です。

ADDITIONAL FEE

② 加算報酬

相続人の人数と、財産の内容・申告期限に応じて加算します。該当しない場合は加算されません。

相続人加算

相続人が2名以上の場合、基本報酬に対して、2人目以降1名につき10%を加算します。

相続人 1 名

加算なし

相続人 2 名

+ 10%

相続人 3 名

+ 20%

相続人 4 名

+ 30%

計算例

基本報酬 1,000,000 円 / 相続人 3 名 の場合 → 加算額 **200,000 円**

※ 加算の対象は基本報酬です（加算報酬・別途料金には加算しません）。



土地の評価

路線価評価方式 50,000 円～/利用区分
倍率方式 10,000 円～/利用区分



非上場株式の評価

150,000 円～/社



申告期限まで 3 か月以内のご依頼

報酬総額の 20% を加算（品質を維持するための体制確保によるものです）



土地・非上場株式の評価は、対象の数だけ加算されます。事前に対象数を確認したうえで見積りします。

※ 表示価格はすべて税抜です。 ※ 相続人加算は法定相続人の人数を基準とします。



加算が発生する条件は、この 4 項目だけです。

SCOPE

基本報酬に含まれるもの／別途料金となるもの

「どこまでが基本報酬か」を明確にしています。ご依頼のない業務に料金は発生しません。

✔ 基本報酬に含まれるもの

- ✔ 初回のご面談、相続手続き全体のご案内
- ✔ 相続財産・債務の確認、必要資料のご案内
- ✔ 財産評価（土地・非上場株式は加算報酬の対象）
- ✔ 小規模宅地等の特例、配偶者の税額軽減等の適用判定
- ✔ 遺産分割案による相続税額のシミュレーション
- ✔ 相続税申告書の作成・提出、納付書の作成

✕ 別途料金となるもの

- | | |
|-----------------|------------|
| 遺産分割協議書の作成 | 別途お見積り |
| 税務調査対策の書面添付 | 遺産総額の 0.2% |
| 税務調査・意見聴取の対応 | 別途お見積り |
| 準確定申告 | 別途お見積り |
| 二次相続対策・生前対策のご提案 | 別途お見積り |
| その他特殊な事情がある場合 | 別途お見積り |

※ 別途料金となる業務は、ご依頼をいただいた場合にのみ発生します。事前に金額をご提示します。



申告書の作成・提出までが**基本報酬**。それ以外は事前にお見積りします。

CASES

別途お見積りとなる主なケース

遺産総額だけでは業務量を測れないため、以下に該当する場合は事前に個別のお見積りをご提示します。



土地の評価対象が多数ある場合

評価単位ごとに現地・資料の確認が必要になります



非上場株式の評価が必要な場合

会社の決算書・株主構成等の確認が必要になります



海外財産がある場合

現地制度・為替・国外財産調書等の検討が必要になります



名義預金・名義財産の検討が必要な場合

資金の流れの確認と、税務上の判断が必要になります



相続人が多数、または調整が必要な場合

分割案の検討・ご連絡調整の工数が大きくなります



資料の整理に著しく時間を要する場合

資料の収集・整理からご支援する場合があります



申告期限までの期間が短い場合

品質を維持するための体制確保が必要になります



特殊な財産評価・複雑な遺産分割がある場合

賃貸不動産の法人化検討、事業承継対策等を含みます

※ 上記以外にも、財産内容・案件の難易度等により別途お見積りする場合があります。いずれの場合も、着手前に理由と金額をご説明します。



追加費用は、必ず着手前にご説明・ご同意をいただいてから発生します。

EXAMPLES

料金例（モデルケース）

実際の料金イメージです。いずれも税抜表示で、申告期限まで3か月以上ある場合を前提としています。

CASE 1

遺産総額 8,000 万円

相続人 2 名（配偶者・子 1 名）
土地 1 区分（路線価評価）

基本報酬（1 億円まで）	650,000
相続人加算（+ 10%）	65,000
土地の評価（1 区分）	50,000

ご請求額

765,000 円

CASE 2

遺産総額 1 億 8,000 万円

相続人 3 名（配偶者・子 2 名）
土地 3 区分（路線価評価）

基本報酬（2 億円まで）	1,000,000
相続人加算（+ 20%）	200,000
土地の評価（3 区分）	150,000

ご請求額

1,350,000 円

CASE 3

遺産総額 3 億 5,000 万円

相続人 2 名（子 2 名）
土地 5 区分・非上場株式 1 社

基本報酬（4 億円まで）	1,800,000
相続人加算（+ 10%）	180,000
土地・非上場株式の評価	400,000

ご請求額

2,380,000 円

※ 遺産分割協議書の作成、書面添付、税務調査対応、準確定申告をご依頼の場合は別途料金となります。

CONTACT

まずは、財産の概要をお聞かせください。
お見積りは無料です。

力丸公認会計士事務所 RICK&Co.

〒 810-0001 福岡市中央区天神 4-2-20 天神幸ビル 7 階 / TEL 092-791-3815